

# 単価契約仕様書

保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課  
(担当 藤井、大阿久 電話 925-5485)

件名	(単価契約) 令和8年度こころの健康増進センター・地域リハビリテーション推進センター文書運送業務
形状・寸法	別紙「R8_単価契約予定数量一覧」のとおり
予定数量	2, 650件 (内訳は別紙「R8_単価契約予定数量一覧」のとおり)
契約期間	令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月31日
契約条件	<p>1 業務内容 京都市こころの健康増進センター及び京都市地域リハビリテーション推進センターから事業所等関係機関へ発送する文書(信書を除く。)の運送業務を以下の要領で行うものとする。</p> <p>(1) 事前に日程調整を行ったうえで、以下の集荷場所において集荷を行う。 ・集荷場所 京都市中京区壬生東高田町1番地の20 京都市こころの健康増進センター 京都市地域リハビリテーション推進センター</p> <p>(2) 仕分け作業は契約業者が行うこと。</p> <p>(3) 運送先の地域は、京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、久御山町全域とする。</p> <p>(4) 集荷した文書の取扱いについては、破損等がなきよう十分留意するとともに確実に運送すること。</p> <p>(5) 原則として集荷した7日以内に運送を完了すること。</p> <p>(6) 運送先が転居等により、正しい運送先が判明しない場合は、返却理由を添付し、後日当該文書を返却すること。</p> <p>(7) 当該場所に表札及びネームプレート等の表記が無い場合は、宛先欄に記載された荷受人が現住(事業所が存在)していると確認が取れた場合のみ配達する。確認がとれない場合は、投函せず返却理由を添付し、後日当該文書を返却すること。</p> <p>(8) 投函場所がない場合は、直接手渡し、不在の場合は持ち帰り後日再配達する。</p> <p>2 予定数量・料金区分 別紙「R8_単価契約予定数量一覧」のとおり 1回あたりの発送数は100通以上を予定する。 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。なお、大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>3 代金の支払 契約業者は、運送業務完了後、速やかに業務実施報告書を添付した代金の請求書を提出するものとし、京都市は請求内容、報告事項を確認のうえ、速やかに代金を支払うものとする。</p> <p>4 受託者の条件 (1) 契約業者は、近畿運輸局長による一般貨物自動車運送事業の許可を有していなければならない。 (2) 契約業者は、プライバシーマーク制度の資格、又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の資格、もしくは同等の資格を有しており、その内容がわかる資料を提出すること。</p> <p>5 その他 (1) 契約業者及び業務に従事するものは、業務の履行に際し知り得た情報を第三者に提供、開示、漏洩してはならない。また、これを当該運送業務の目的以外に使用してはならない。</p>

	<p>(2) 配送漏れ、配送部数の不足、配送に伴う破損等の場合は、受託者の責任とする。その場合においては、京都市の指示に従い速やかに届け、配送が完了した旨を本市に連絡する。</p> <p>(3) 運送時等に発生した事故、負傷等については、京都市ではその責を一切負わないこととする。また、契約業者の責めに帰すべき理由により、京都市及び第三者に損害を与えた時は、その損害について賠償すること。</p> <p>(4) 契約業者は履行状況を証する資料を保管し正確な状況を把握し、それらを本市の求めに応じて提出するとともに、支払いが完了するまで保管すること。</p> <p>(5) 上述のほか、契約業者は本業務の遂行に当たり京都市こころの健康増進センターの指示に基づき、適正に実施することとする。</p>
--	---

(別紙)

### R8 単価契約予定数量一覧

形状・寸法		予定数量
定型(※)	50g以内	600
定型外	50g以内	900
	100g以内	800
	150g以内	100
	250g以内	100
	500g以内	100
	1kg以内	50
計		2,650

※長さ14cm～23.5cm、幅9cm～12cm、厚さ1cm以下